

MBカード利用規則

制定 : 平成17年 3月 15日
改定 : 平成19年 7月 1日
改定 : 平成27年11月 1日
改定 : 令和元年10月 1日

目 次

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本規則の目的
- 第 2 条 本事業の参加資格

第 2 章 共同利用事業

- 第 3 条 共同利用事業
- 第 4 条 MBカードの利用できる道路
- 第 5 条 MBカードの利用できる車両・人
- 第 6 条 MBカード割引
- 第 7 条 MBカード取扱手数料

第 3 章 MBカード利用手続き・管理・解約

- 第 8 条 MBカード利用申請手続き
- 第 9 条 利用資格審査・承認
- 第 10 条 預託金
- 第 11 条 MBカードの発行・貸与・利用
- 第 12 条 MBカードの追加発行手続き
- 第 13 条 MBカードの再発行手続き
- 第 14 条 MBカードの管理
- 第 15 条 MBカードの有効期限・期限の延長
- 第 16 条 MBカードの亡失
- 第 17 条 MBカードの返却
- 第 18 条 MBカードの解約

第 4 章 MBカード通行料金等の支払

- 第 19 条 通行料金等の支払
- 第 20 条 支払の督促、カード割引・利用停止
- 第 21 条 延滞金
- 第 22 条 期限の利益喪失

第 5 章 その他事項

- 第 23 条 規則の遵守
- 第 24 条 利用停止・承認取消
- 第 25 条 本規則の改廃
- 第 26 条 附則

第1章 総 則

(本規則の目的)

第 1 条 この規則は、協同組合エムビー・ネットワーク(以下「甲」という)の組合員等が、ETCクレジットカードを利用して第4条記載の高速自動車国道、一般有料道路等(以下「高速道路」という)を通行するために甲が行う共同利用事業(以下「本事業」という。)に関し、必要な事項を定める。

(本事業の参加資格)

第 2 条 本事業への参加は、原則として甲に所属する組合員、賛助会員並びに甲の理事会が認める法人に限られる(以下「乙」という)。

第2章 共同利用事業

(共同利用事業)

第 3 条 甲は、オート・マネージメント・サービス株式会社(以下「丙」という)と法人カード利用契約を締結し、ORIX ETCカード(以下「MBカード」という)の発給を受け、それを乙に貸与する。

2. 甲は、MBカードに東・中・西日本高速道路会社等の有料道路管理者が行うマイレージサービスを利用し、その成果を乙に還元する。

3. 乙は、高速道路において、MBカード1枚当たり月平均5千円以上利用するものとする。

4. 乙は、MBカードを利用して高速道路を通行した場合は、1ヶ月分の高速道路通行料金並びに第7条記載のMBカード管理手数料及びMBカード年会費支払月にはカード年会費を含め(以下「MBカード通行料金等」という)第19条の定めに従い甲に支払うものとする。

(MBカードの利用できる道路)

第 4 条 MBカードの利用は、ETCシステムを採用している次の道路に限られる。

- (1) 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社の管理する高速国道及び一般有料道路
- (2) 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する本州四国連絡高速道路
- (3) 首都高速道路株式会社が管理する首都高速道路
- (4) 阪神高速道路株式会社が管理する阪神高速道路
- (5) ETCシステムを使用する省令に基づく地方道路公社等の管理する道路

(MBカードの利用できる車両・人)

第 5 条 原則として、乙が所有し、又は正当な使用权を有する車載器を搭載した自動車で、自己のための運行の用に供する車両に限られる。

2. 利用できる人は、乙及びその使用人並びにその他の従業員とする。

(MBカード割引)

第 6 条 乙は第 3 条第 2 項の定めに基づき、高速道路通行料金の割引を受けることができる。

2. 前項記載の割引は、第 3 条第 2 項に定めるサービス内容の改廃により、もしくは甲の組合運営上の事由により、甲の理事会の決議を得て変更されることがある。

(MBカード取扱手数料)

第 7 条 乙は、次のMBカード取扱手数料利用を甲に支払うものとする。

(1) MBカード年会費 5 2 4 円／枚／年（4 月 1 日利用カード基準）

(注) 中途申請・中途解約でも 1 年分の会費を戴きます。

(2) 管理手数料 通行料金×甲が定めた定率

第 3 章 MBカード利用手続き・管理・解約

(MBカード利用申請手続き)

第 8 条 乙は、MBカード利用申請に際し、次の書類を提出する。

(1) MBカード利用申請書（様式 2 M）

(2) MBカード登録車両明細表（様式 4 M）

(3) 自動車検証の写

(4) 預金口座振替依頼書

(利用資格審査・承認)

第 9 条 甲は、甲の理事会が定める委員会において本事業利用申請者の事業参加資格を審査し、承認する。

2. 乙は、前条にて提出した申請書類内容に変更があった場合は、速やかに甲に届出事項変更届（様式 5 M）、或はMBカード登録車両変更届（様式 1 1 M）を提出しなければならない。

(預託金)

第 1 0 条 乙は、MBカード受領時迄に、カード 1 枚につき 2 万円を現金で甲に預託する（預託金の預入れにかかる振込手数料は、乙の負担とする）。なお、預託金に利息はつかない。

2. 乙は、甲が発行する「預託金預り証」を第三者へ貸与し、譲渡し、質入し、又は担保に供することはできない。

3. 預託金は、第 1 8 条の定めによる解約手続き完了後に一括返還される。預託金返還にかかる振込手数料は、甲の負担とする。

(MBカードの発行・貸与・利用)

第11条 MBカードは、丙により甲経由で乙に発行・貸与されているものであり、所有権は丙に帰属している。

2. MBカードを、第三者へ貸与し、譲渡し、質入し、又は担保に供することはできない。
3. MBカードを絶対に改変・変造してはならない。又、破損・磨耗・変形等(以下「破損等」という)した場合は使用を中止し、直ちに再発行申請(様式9M)の手続きを行う。

(MBカードの追加発行手続き)

第12条 乙は、その所有する車両の増加等の事由によりMBカードの追加発行を受けるときは、次の書類を提出する。

- (1) MBカード追加発行申請書(様式3M)
- (2) MBカード登録車両明細表(様式4M)
- (3) 自動車検証の写

(MBカードの再発行手続き)

第13条 乙は、MBカードを紛失、破損等した場合、MBカードの再発行を受けることができる(様式9M)。

2. 乙が、前項に定める再発行を受けるときは、MBカード再発行手数料として、MBカード1枚につき、524円を甲に支払う。

(MBカードの管理)

第14条 乙は、甲との連絡窓口担当者として1名、又、社内カード管理責任者として1名を定め、甲に届け出るものとする。

(MBカードの有効期限・期限の延長)

第15条 MBカードの有効期限は、MBカードの貸与を受けた日からMBカードに明示された日迄とする。

2. MBカードの有効期限までに、利用解約の申し出がない場合、有効期限を更新した新しいMBカードが発行される。
3. 乙は、新しいMBカードの引渡を受けた場合は、旧カードを甲に返却するか、自己の責任において裁断し破棄する。

(MBカードの亡失)

第16条 紛失・盗難等によりMBカードを亡失した場合は、直ちに最寄りの警察署へ届け出し(受理番号を受け取る)、甲にMBカード紛失届(様式6M)を提出する。

2. 紛失届提出後に、亡失したMBカードが発見された場合は、直ちに甲に届け出

るものとする（様式7M）。この場合、発見したカードを使用してはならない。

（注）甲は、原則として利用停止手続きをとる。

3. MBカードを亡失したことにより生じる一切の責任は、届出の有無及び亡失事由のいかんにかかわらず乙が負うこととする。

（MBカードの返却）

第17条 乙は、次の各項のいずれかに該当する場合、MBカード返却届（様式8M）とともに、直ちに当該、又は全カードを直接、又は書留郵便・宅急便にて甲に返却しなければならない。

- （1）事業廃止、減車・車両入替等乙の事由によりMBカードの一部、又は全てが不要となったとき。
- （2）第15条に基づくETCカードの交換期限が過ぎたとき。
- （3）第24条の定めにより、MBカード利用停止処分又は利用承諾の取消処分を受けたとき。
- （4）MBカード紛失届（様式6M）を提出し再発行を受けた後にMBカードが発見されたとき。

（MBカードの解約）

第18条 乙がMBカード利用を解約しようとする場合は、

- （1）必ず解約日の2ヶ月前迄にMBカード利用解約届（様式10M）を、甲に提出する。
- （2）利用停止後直ちに当該MBカードを直接、又は書留郵便・宅急便にて甲に返却する。

なお、乙は、解約日前2ヶ月に満たない期間での届出に関しては、甲が被る費用損失等を負担するものとする。

2. 甲は、乙との関係債権債務の精算終了後、預託金を返却する。

第4章 MBカード通行料金等の支払

（通行料金等の支払）

第19条 乙は、MBカード通行料金等を次のいずれかの方法により、甲の指定する期日迄に、甲の指定銀行口座に一括支払いするものとする。

- （1）銀行口座自動振替の場合 利用月末締め翌々月5日引き落とし
- （2）振込みの場合 利用月末締め翌月末日振込（振込手数料は乙の負担とする）。

なお、指定期日が銀行の休業日に当たる場合は、その直前の営業日とする。

(支払の督促、カード割引・利用停止)

第20条 甲は、乙がMBカード通行料金等の支払をしない場合は、書面により支払を督促するものとする。

2. 甲は、乙が本条第1項の督促にもかかわらず督促支払期日迄にMBカード通行料金等の支払を行わない場合は、乙のMBカードの翌月の割引額を3割減額する。

3. 甲は、乙が2回目の督促にもかかわらず督促支払期日迄にMBカード通行料金等の支払を行わない場合は、乙のMBカードの利用を停止する。

(延滞金)

第21条 甲は、乙が前条に定める督促にもかかわらず、MBカード通行料金等の支払を行わない場合は、当該督促支払期日の翌日から支払の日迄の日数に応じ未払MBカード利用料金等に年利14.6%の割合を乗じて計算した額を、延滞金として追加徴収する。

(期限の利益喪失)

第22条 乙は、次の各号のいずれかに該当した場合、前条の定めにかかわらず、甲に対するMBカード通行利用金等及び延滞金等について、当然に期限の利益を失うものとする。

(1) 破産もしくは特別精算の申立てを受けた場合、又は自らこれらの申立てをしたとき。

(2) 会社更生、会社整理もしくは民事再生の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。

(3) 甲に預託している預託金について差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分
の申立て、又は滞納処分を受けたとき。

(4) 第20条第3項により、MBカードの利用停止処分を受けたとき。

2. 前項の他、甲が第24条の定めによりMBカード利用の承諾を取り消したとき。

第5章 その他事項

(規則の遵守)

第23条 乙は、MBカード利用に際し東・中・西高速道路会社等の有料道管理者の定めるETCマイレージサービス利用規約、丙の定めるETCカード会員規約並びに本規則を遵守しなければならない。

(利用停止・承認取消)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合、MBカード利用を停止、又は利用承認を取り消すものとする。

(1) MBカードの改変、その他の手段により不法に料金を免れ、又は免れようとしたとき。

(2) MBカードの利用・管理面に問題があり、甲がその改善を指示しても改善

の効果がみられないとき。

(3) MBカード通行料金等の支払状態が悪い場合、又はその懸念のあるとき。

(4) 3ヶ月間の平均利用月額が、カード1枚当たり5千円を下回るとき。

(5) その他、カード利用者として不適当な行為をしたと甲が認めたとき。

(本規則の改廃)

第25条 本規約の改廃は理事会で決議する。

(附則)

第26条 本規約は、令和元年10月1日より施行する。